

新型コロナウイルス感染症の影響により支払が困難な方に対する 介護保険料の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しているなど、一時的に介護保険料の支払いが困難な方に対し、支払猶予に関する相談に応じます。

対 象 者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少しているなど、一時的に介護保険料の支払いが困難な方

猶 予 の 期 間

- ・最大で6ヶ月間

受 付 方 法

- ・福祉保険課窓口にて「介護保険料（減免・徴収猶予）申請書」、「収入見込申告書」を提出
 - ・必要なもの：印鑑（認印可）、今年と前年の収入が確認できる書類等
- ※介護保険料の一部の減免や、分割納付が認められる場合もあります。
※申請が認められた場合は、福岡県介護保険広域連合から通知が届きます。

介護保険利用者負担額の減額

介護保険利用者負担額についても、申請により減額が認められる場合があります。